

社労士受験メンバーズクラブ HIGH HOPE S 会員限定

【社会保険労務士試験】

2 択重要論点チェック 第5版

解答・解説編

② 労働安全衛生法

＜著作権について＞

このテキストは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用下さい。

このテキストの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このテキストの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

＜テキストの構成と利用の仕方＞

- ① 『2択重要論点チェック』は、問題集としての側面とテキストとしての側面を併せ持つQ&A形式の重要論点ポイント集です。あらかじめ、問題編の問題を解いた上で、解答・解説編及び付属の解説動画をご覧ください。
- ② 問題編の問題は、過去 10 数年間の本試験で複数回出題された論点と近年の法改正事項を中心として、知識記憶の定着度を高めることを目的に、紛らわしい内容の2つの選択肢から選ぶ形式としています。また、短時間での反復学習を可能とするため、問題文と選択肢からは余分な語句を取り除いて、全ての問題を論点のみを問うシンプルな構成にしています。1問あたり 30 秒から 60 秒を目安として、全問に正解できるまで繰り返し解いてください。
- ③ 問題は内容的な一定の体系に沿って配置されていますが、法律改正に伴って追加された問題は、適宜の箇所に枝番号を付して記載しています。また、法律改正及び本テキストの改定に伴って削除された問題は、従前の箇所に＜削除＞と記載し、問題番号はそのままにしています。
- ④ 解答・解説編は、単に問題の正解に至るまでの過程を記載することに留まらず、その問題に関連する内容や他の科目の類似規定、過去に出題された本試験問題の論点などを幅広く記載しています。内容的にボリュームがありますが、過去問とも連動する本試験合格に不可欠な知識のまとめとして、時間の許す限り、読み込むようにしてください。
- ⑤ 解答・解説編の本文には、各問題にかかる論点・知識を端的に理解して記憶することを目的として、一部簡略化された表記になっているものがございます。また、参照箇所や事例を示す記号等がある他には読解の際の理解の助けとなる図表やイラストを一切用いていませんが、これは、本試験問題が、文章のみの読解から内容を把握して解答が求められるものであることからそのようにしています。
- ⑥ 解答・解説編の本文に用いられている記号等の意味は次の通りです。
 - ・⇒cf. 【雇用問5】 …雇用保険法の『2択重要論点チェック』問5の解答・解説との比較(の参照・確認)を示します
 - ・ex.2 …2つ目の具体例であることを示します
 - ・(①) …問題の選択肢①の語句・表現が解説本文中に用いられている箇所を示します。正解選択肢となるものについては赤字で記載しています
- ⑦ 本テキストの内容は、配布日現在において公布され、令和6年4月1日までの施行が予定されている法令等に基づきます。

問1

法第1条は、労働安全衛生法の目的を「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、()」と定め、また、労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労働基準法が一体としての関係に立つことを示している。

- ① 快適な職場環境の形成を促進すること ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置をとること

Point 労働安全衛生法の目的(1)

◆労働安全衛生法 …昭和47年公布・施行の法律で、昭和22年施行の労働基準法から安全衛生に関する事項が分離独立し、これを中心に種々の規制事項を加えて成立した ⇒cf. 【労基問1・168】

◆「労働安全衛生法は、労働基準法と相まって」 ⇒cf. 【問5】・【労基問15～19】

※ 労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労基法とは、一体としての関係に立つ
…労基法第42条に安全衛生に関する事項の委任規定あり

◆「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること(①)を目的とする」

※ 「職場における労働者の安全と健康(×衛生)を確保する」、「快適な職場環境」

cf. 【問5・115】 同一の文言あり、【労災問1】 労働者の安全及び衛生の確保

※ 職場環境 …安全環境＋衛生環境を指す

cf. 作業環境 …衛生環境のみを指す ⇒【問3・112・115】

正解 ①

(法1条、昭和47.9.18 発基91号)

問2

法第1条には、労働災害を防止するための手段として、「()の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等」の総合的計画的な対策を推進することが掲げられ、本法に様々な規制事項が設けられている。

- ① 労働条件の最低基準 ② 危害防止基準

Point 労働安全衛生法の目的(2)

◆「労働災害の防止のための」手段として推進する、「その防止に関する総合的計画的な対策」

→(1) 危害防止基準(②)の確立 (2) 責任体制の明確化 (3) 自主的活動の促進の措置

※ (1)の危害は、危険と健康障害の意

cf. 労働条件の最低基準(①)を定めるものは労働基準法 ⇒【労基問1・16】

※ (2)は、労働災害が生じた場合の最終責任の所在を明らかにするもの ⇒cf. 【問4・131】

※ (3)により、労働災害を防止するための事業者の主体的な取り組みを促している

→このことから、安衛法の規定には随所に努力義務が盛り込まれている

※ 「労働災害の防止」 ⇒cf. 【問3】、【問5】 事業者の責務にも同一の文言あり

正解 ②

(法1条)

問3

法第2条1号は、(A)の定義を、「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は(B)その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」ものとしている。

- ① A:業務災害、B:作業環境 ② A:労働災害、B:作業行動

Point 労働災害、作業環境測定の定義

◆労働災害(②A) …労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動(②B)その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること

※ 事業場外で発生したものを広く含み、労災の業務災害(①A)よりも広い概念を持つ

cf. 【労災問8】 業務災害 →事業主の支配下にある状態で発生したものを指す

※ 労働災害の原因 …危険性(建設物、設備)、有害性(原材料、ガス、蒸気、粉じん等)、人的要因(作業行動その他業務) ⇒cf. 【問10】、【問11】 リスクアセスメント

◆作業環境測定 …作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境(①B)について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む) ⇒【問1・112】

※ デザインは測定計画、サンプリングは測定対象物の捕集等を指す

正解 ②
(法2条1号)

問4

労働安全衛生法における「事業者」は、労働基準法第10条に規定する「使用者」とはその概念を異にするもので、会社その他の法人組織においては()を指す。また、「労働者」は、労働基準法第9条に規定する「労働者」をいう。

- ① 法人の代表者 ② 当該法人

Point 事業者、労働者の定義

◆事業者 →事業を行う者で、労働者を使用するもの

※ 事業における経営主体のことをいう →個人企業の場合はその企業主個人を指し、法人組織の場合はその法人そのもの(②)を指す(×法人の代表者(①))

※ 労働基準法上の事業主に該当する

cf. 【労基問6】使用者の定義 →(1) 事業主、(2) 事業の経営担当者、(3) その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべての者

【労一問2】(労契法)使用者の定義 →安衛法と同じ

※ 労働災害が生じた場合の責任の明確化を図るために、労基法の使用者よりも範囲が狭いものとなっている
⇒cf. 【問2】・【問76・131】 罰則

◆労働者 →労働基準法第9条に規定する労働者 ⇒cf. 【労基問3・4】・【労一問2・25・39】・【労災問6】

※ 職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者を指す

※ 同居の親族のみを使用する事業・事務所に使用される者と家事使用人は除かれる ⇒cf. 【労一問20】

正解 ②

(法2条2号・3号、昭和47.9.18 発基91号、労働基準法9条・10条)

問5

法第3条1項は、事業者の責務を、「単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における（ ）なければならない」と定めている。

- ① 安全衛生水準の向上に努め ② 労働者の安全と健康を確保するようにし

Point 事業者の責務

◆事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにし(②)なければならない

※ 事業者の義務を定めている

⇒cf. 【問6】 設計・製造・輸入者等の責務、【問7】 注文者等の責務、【問8】 労働者の責務

※ 「労働災害の防止のための最低基準」 …危害防止基準 ⇒【問2】

※ 「労働災害の防止」、「快適な職場環境」、「職場における労働者の安全と健康を確保する」

⇒cf. 【問1・2】 安衛法の目的にも同一の文言あり

◆事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない

※ 国の施策への協力義務を定めている ⇒cf. 【問8】 労働者は努力義務

正解 ②

(法3条1項)

問6

法第3条2項では、機械、器具その他の設備の製造者、輸入者の責務として、機械、器具その他の設備の製造、輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の()なければならない旨が規定されている。

- ① 防止に資するように努め ② 防止のために必要な措置を講じ

Point 機械等の設計者、製造者、輸入者、建設者の責務

◆下記の(1)～(3)の者が、物の設計、製造、輸入、建設を行うに際しての責務

→これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努め(①)なければならない

(1) 機械、器具その他の設備の設計者、製造者、輸入者 (2) 原材料の製造者、輸入者

(3) 建設物の建設者(発注者)、設計者

※ 労働災害の直接的な防止義務のある事業者に対する義務規定とは異なり、労働災害の原因となりうるものの製造者等に対しては、労働災害の発生防止の努力義務を課している ⇒ cf. 【問5】

ex. 製造者の責任は、安衛法ではなく製造物責任法(PL法)上の問題

正解 ①

(法3条2項)

問7

法第3条3項においては、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者について、その責務として、「施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を()」ことが規定されている。

- ① 附さないように配慮しなければならない ② 附してはならない

Point 建設工事の注文者等の責務

◆建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者の責務 ⇒cf. 【問5】

→施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない(①)

※ 注文者等の配慮義務を定めている ex. 短納期発注による無理のある作業工程での労働災害の防止

cf. 【労一問 22】(労働時間等設定改善法) 事業主に対する配慮努力義務

※ 取引先の長時間労働につながることを行わない取引上の必要な配慮を定める

正解 ①
(法3条3項)

問8

労働安全衛生法は、事業者等の責務を明らかにするだけでなく、労働者についても、「労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に（ ）。」と定めている。

- ① 協力するように努めなければならない ② 協力しなければならない

Point 労働者の責務

◆労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない(①)

※ 労働災害の直接的な防止義務のある事業者に対する義務規定とは異なり、労働者に対しては、協力の努力義務を課している →労働災害の防止に必要な事項の遵守＋事業者等が行う措置への協力

cf. 【問5】 事業者の責務 →国が行う施策への協力の義務

正解 ①
(法4条)

問9

2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを仕事の開始の日の()届け出なければならない。

- ① 14 日前までに管轄の都道府県労働局長に ② 30 日前までに管轄の労働基準監督署長に

Point ジョイント・ベンチャー(共同企業体)の届出

- ◆届出が必要となる場合 …2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合 ex. 駅前再開発事業による大型施設の建設
 - ※ 事業者のうちの1人を代表者として定めて、届け出なければならない
 - ※ 届出が行われた後は、事業を代表者のみの事業と、代表者のみを事業の事業者と、事業の仕事に従事する労働者を代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、安衛法が適用される
- ◆手続 …仕事の開始の日の14 日前までに、仕事が行われる場所を管轄する都道府県労働局長に(①)届け出なければならない
 - ※ 仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由しての例外的な経由による届出
 - cf. 【問 119・120】計画の届出 …厚生労働大臣または労働基準監督署長(②)に届け出なければならない

Point 労働災害防止計画

- ◆厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴いて、定めなければならない
 - ※ 労働政策審議会 …労働政策、労働保険に関する諮問機関 ⇒【雇用問3】
 - cf. 【健保問 44・55】・【国年問 203】・【厚年問 182】 社会保障審議会 …社会保険に関する諮問機関

正解 ①

(法5条、則1条2項)

問 10

ずい道等の建設又は圧気工法による作業を行う一定の建設業の事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の（ ）に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

- ① 救助 ② 救護

Point 事業者の講ずべき措置

◆業種を問わず、事業者が労働災害を防止するために講ずべき措置 ⇒cf. 【問3・12～16】

- ※ 危険防止措置 …作業方法から生ずる危険、墜落や土砂等の崩壊のおそれのある場所等に係る危険防止措置を含む
- ※ 健康障害防止措置 …一人親方等についても労働者と同等の保護措置を講ずる義務が課せられた
- ※ 健康、風紀、生命の保持のため必要な措置 →cf. 労基 寄宿舎の設備・安全衛生に同様の規定あり
- ※ 労働災害防止措置 …急迫した危険があるときの作業中止、労働者を作業場から退避させる措置を含む

◆ずい道等の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事で一定のものを行う事業者が講ずべき措置

- ※ 爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護(②)に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための措置 …重大事故発生時の二次災害を防止するために安全確保措置を講じる義務
ex. 必要な機械等の備付け・管理、必要な事項についての訓練 等

正解 ②

(法 25 条の2、令9条の2)

問 11

いわゆるリスクアセスメントとしての、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する() (表示対象物及び通知対象物によるものを除く。)の調査は、事業者の努力義務となっている。

- ① 危害を防止するための法基準の遵守状況 ② 危険性又は有害性等

Point 表示対象物・通知対象物以外のリスクアセスメント

◆リスクアセスメント …建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等(②)の調査 ⇒cf. 【問3・119】

※ 調査を行う時期については法定されているが、○か月以内に行うといった期間的な制限はない

※ 結果に基づいて、労働安全衛生法令上の措置を講じること(義務)、労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講じること(努力義務)が必要となる

※ 表示対象物・通知対象物以外については、事業者の努力義務となっている

…一部の化学物質に係る調査以外は、対象となる事業者の業種も限られている

cf. 【問 66】 表示対象物・通知対象物のリスクアセスメント →業種を問わず、全ての事業者の義務

正解 ②

(法 28 条の2、法 57 条1項、法 57 条の2, 1項)

問 12

()元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者に対し、労働安全衛生法令に違反しないよう必要な指導を行わなければならない、また、違反していると認めているときは是正のため必要な指示を行わなければならない。

- ① 建設業及び造船業の ② 業種の如何にかかわらず全ての

Point 元方事業者の講ずべき措置

◆元方事業者 …一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者 ⇒cf. 【問 10】

※ 請負契約が2以上あるときは、その最も先次の請負契約における注文者を指す

※ 元方事業者の講ずべき措置の種類は、業種別に大きく4つに分かれる

(1) 全業種 (2) 建設業 ⇒【問 13】

(3) 製造業 ⇒【問 14】 (4) 建設業・造船業(①、特定元方事業者) ⇒【問 15・16】

◆業種を問わず、全ての(②)元方事業者が講ずべき措置

→関係請負人と関係請負人の労働者に対する、労働安全衛生法令遵守の事前指導と事後指示

※ 事前 →法令に違反しないよう、必要な指導を行わなければならない

※ 事後 →法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない

※ 関係請負人の労働者に対しても、元方事業者が直接指導と指示を行う ⇒cf. 【問 16】

※ この措置義務違反に対する罰則の定めはない

正解 ②

(法 29 条1項・2項)

問 13

建設業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所、その他の一定の場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、()を講じなければならない。

- ① 技術上の指導その他の必要な措置 ② 当該場所に係る危険を防止するための措置

Point 建設業の元方事業者の講ずべき措置

◆関係請負人に対する技術上の指導その他の必要な措置(①) ⇒cf. 【問 53】 元方安全衛生管理者

※ 関係請負人が労働者に対して講ずべき、仕事の作業場所に係る危険を防止するための措置(②)が、適正に講ぜられるようにするための措置 →危険防止措置自体は関係請負人が講じる

※ 土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所、土石流が発生するおそれのある一定の場所等で仕事の作業を行うときに必要

正解 ①

(法 29 条の2)

問 14

製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、()を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

- ① 作業間の連絡及び調整 ② 協議組織の設置及び運営

Point 製造業の元方事業者の講ずべき措置

◆作業間の連絡及び調整(①)を行うことに関する措置その他必要な措置

- ※ 同一の場所に関係請負人を含めた多くの労働者が混在することで生じる労働災害を防止するための措置
- ※ その他必要な措置の例 ex. クレーンの運転についての合図の統一
- ※ 造船業は特定元方事業者であることから、製造業からは除かれる ⇒【問 15・16】

◆特定元方事業者の講ずべき措置の一部となっている ⇒【問 16】

- ※ 協議組織の設置及び運営(②)、安全衛生教育の指導及び援助に関する措置は義務付けられていない

正解 ①

(法 30 条の2, 1項)